

糸島市補助金設計書

所管課

人権・男女共同参画推進課

補助金名称	糸島保護区保護司会事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策3_男女共同参画・人権・多文化共生

施策②_人権が尊重される社会の推進

1 補助の目的

保護司法に基づき、更生保護活動（保護観察、生活環境調整、犯罪予防）を行う団体への事業費補助。また、保護司会は更生保護サポートセンターを平成27年10月に開設し、更生保護活動の面接及び相談を行っている。また、地域に根差した犯罪・非行防止活動。「社会を明るくする運動」を展開している。糸島市の青少年の健全育成及び犯罪抑制・犯罪予防（再犯防止）に対する効果が期待できる。

2 成果指標

指標① 犯罪予防活動等の回数(令和元年度35回)(年間)

目標値① 40 (単位) 回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

更生保護活動及び社会を明るくする運動

【補助対象者】

糸島保護区保護司会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

・報酬・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料・負担金・備品購入費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 3,000,000 円

【積算根拠ほか】

補助対象経費における活動に要する経費(保護司法第17条に基づく、保護司会活動に対する事業費補助。公共性が高く、自主財源が少ないことから、補助率の例外を適用している)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 7 年度 まで